

利用者のために

I 工業統計調査について

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第 10 号)であり、工業統計調査規則(昭和 26 年通商産業省令第 81 号)によって実施されている。

3 調査の期日

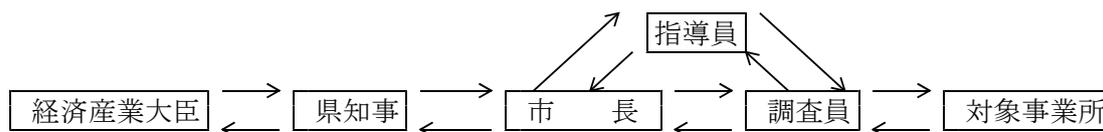
各年の工業統計調査は、それぞれの年の 12 月 31 日現在で実施された。

4 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類 F—製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)である。平成 12 年、15 年及び 17 年は全数調査として実施している。平成 13 年、14 年及び 16 年においては、従業者 3 人以下の事業所は調査の対象から除外して調査を実施している。

5 調査の方法

従業者 30 人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。)については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所(製造、加工、又は修理を行っていない本社又は本店を除く。)については「工業調査票乙」を用い、申告者(事業所の管理責任者)の自計申告により調査した。



6 調査の項目

巻末の調査票様式参照

II 用語の説明

(1) 事業所数は、各年 12 月 31 日現在の数字である。事業所とは「1 区画を占めて経済活動を行っている場所」をいい、工業統計調査では、一般的に工場、製作所、製造所あるいは、加工所などと呼ばれるような主として製造又は加工を行っているところをいう。

(2) 従業者数は、各年 12 月 31 日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。

① 常用労働者とは次のいずれかの者をいう。

ア 期間を決めず、又は 1 か月を越える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は 1 か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは上記に準じて扱う。

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

② 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。

(3) 現金給与総額は、該当する 1 年間に、常用労働者に対し決まって支給された給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与の額(常用

- 労働者に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、他企業へ出向させている者に対する負担額等である）との合計である。
- (4) 原材料使用額等は、該当する1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計であり、消費税額を含んだ額である。
- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
 - ② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
 - ③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃または支払うべき加工賃をいう。
- (5) 製造品出荷額等は、該当する年の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等の内国消費税額を含んだ額である。
- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む。）を当該年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含められる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、当該年中に返品されたものを除く。）
 - ② 製造品出荷額は、工場出荷額によっている。ただし、
 - ア 内国消費税（仮受消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税である。）を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷額
 - イ 値引き、割引きされたものは、その分を差し引いた工場出荷額
 - ③ 加工賃収入額とは、当該年中に他の企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った加工賃又は受取るべき加工賃である。
- (6) 粗付加価値額は、製造品出荷額等から原材料使用額等、内国消費税額及び推計消費税額を除いた数値である。

Ⅲ 産業分類の改訂について

(1) 改訂の概要

日本標準産業分類の第11回改訂（平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用）に伴い、工業統計調査用産業分類も、次のとおり変更された。

「もやし製造業」は大分類「A農業」へ「新聞業」及び「出版業」は大分類「H情報通信業」へ移行され、工業統計調査の対象外となった。また、「電気機械器具製造業」は「電気機械器具製造業」「情報通信機械器具製造業」「電子部品・デバイス製造業」に3分割され、「武器製造業」は「その他の製造業」に統合された。

(2) 本書での取り扱い

本書では、平成13年以前の時系列の数値については、「印刷・同関連業」から「新聞業」「出版業」を除外する前の数値を記載した。また、「電気機械器具製造業」については、3分割する前の数値で記載した。

(3) 新旧対応表統計表中の産業中分類名

(旧分類)		(新分類)	
12 食料品製造業	→	09 食料品製造業(もやし製造業が対象外)	
13 飲料・飼料・たばこ製造業		10 飲料・たばこ・飼料製造業	
14 繊維工業		11 繊維工業	
15 衣服・その他の繊維製品製造業		12 衣服・その他の繊維製品製造業	
16 木材・木製品製造業		13 木材・木製品製造業	
17 家具・装備品製造業		14 家具・装備品製造業	
18 パルプ・紙・紙加工品製造業		15 パルプ・紙・紙加工品製造業	
19 出版・印刷・同関連産業		→	16 印刷・同関連業 (出版業・新聞業が対象外)
20 化学工業			17 化学工業
21 石油製品・石炭製品製造業			18 石油製品・石炭製品製造業
22 プラスチック製品製造業			19 プラスチック製品製造業
23 ゴム製品製造業			20 ゴム製品製造業
24 なめし革・同製品・毛皮製造業			21 なめし革・同製品・毛皮製造業
25 窯業・土石製品製造業			22 窯業・土石製品製造業
26 鉄鋼業			23 鉄鋼業
27 非鉄金属製造業			24 非鉄金属製造業
28 金属製品製造業			25 金属製品製造業
29 一般機械器具製造業		分割	27 電気機械器具製造業
30 電気機械器具製造業	28 情報通信機械器具製造業		
	29 電子部品・デバイス製造業		
31 輸送用機械器具製造業	→	30 輸送用機械器具製造業	
32 精密機械器具製造業		31 精密機械器具製造業	
33 武器製造業		統合	32 その他の製造業 (武器をその他に移行)
34 その他の製造業			

IV 利用上の注意

- (1) 事業所の規模区分は当該各年の12月31日現在の従業者数によった。
- (2) 事業所の産業区分は、製造品及び賃加工品のうち、日本標準産業分類番号の中分類を同じくするものを合計した金額の最も多いものによって、その事業所が属する産業中分類を決定した。
- (3) 本書は、岡山県企画振興部統計管理課で集計された結果表をもとに本市分をまとめたもので、経済産業省が発表する工業統計の数値と相違することがある。
- (4) この統計表は、単位未満を四捨五入しているため、合計数値と内訳数値の計は一致しない場合がある。
- (5) 表中に使用した符号は次のとおりである。
 - 『 ー 』は、該当がないもの。
 - 『 0.0 』は、端数四捨五入のため表示単位未満のもの。
 - 『 … 』は、調査を欠くもの。
 - 『 △ 』は、減少を示すもの。
 - 『 χ 』は、1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので、秘匿した箇所である。また3以上の事業所に関する数値でも秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は χ で表した。